

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 6 月 23 日

静岡県知事

川勝 平太 殿

提出者

住 所 静岡県焼津市五ヶ堀之内974-1

氏 名 株式会社 原川土木

代表取締役 原川 博邦

電話番号 054-629-4380

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 原川土木
事業場の所在地	静岡県焼津市五ヶ堀之内974-1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業（総合工事業）
② 事業の規模	資本金 20,000,000円、売上高 771,000,000円
③ 従業員数	19名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙-3のとおり		
	産業廃棄物の種類	10種類	—
	排出量	1988.188 t	— t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底による産業廃棄物排出量の削減をした。 ・現場での一般ゴミ持ち帰りによる産業廃棄物排出量の削減をした。 ・排出量は工事量及び工事の種類によって左右されるので、優良認定処理業者及び再生利用業者への処理委託を推進した。 		
②計画	【目標】 別紙-4のとおり		
	産業廃棄物の種類	5種類	—
	排出量	1574.000 t	— t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底による産業廃棄物排出量の削減をする。 ・現場での一般ゴミ持ち帰りによる産業廃棄物排出量の削減をする。 ・排出量は工事量及び工事の種類によって左右されるので、優良認定処理業者及び再生利用業者への処理委託の推進する。 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・現場での、廃プラ、金属くず、繊維くず、木くず、紙くず等の分別処分用のボックス(袋)を設置して、分別を徹底した。 ・現場での一般ゴミは、各自持ち帰り産業廃棄物として排出をしなかった。 ・分別を徹底して、有価物処理を推進した。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・現場での、廃プラ、金属くず、繊維くず、木くず、紙くず等の分別処分用のボックス(袋)を設置して、引き続き分別を徹底する。 ・現場での一般ゴミは、引き続き各自持ち帰ることを周知徹底する。 ・分別を徹底して、引き続き有価物処理を推進する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙-5のとおり		
	産業廃棄物の種類	10種類	—
	全処理委託量	1988.188 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	8.636 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	1985.838 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 別紙-5のとおり		

(第5面)

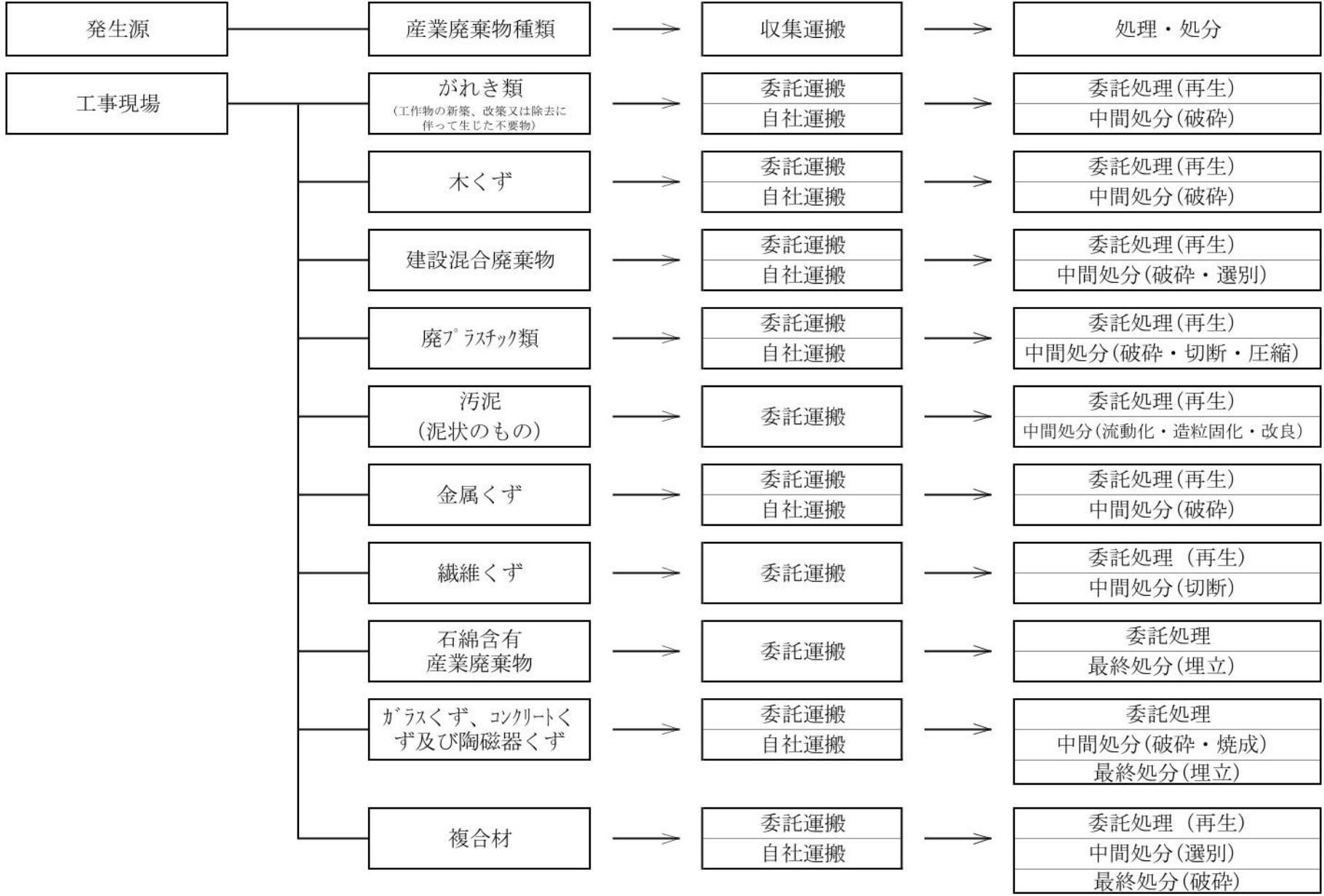
②計画	【目標】 別紙-6のとおり		
	産業廃棄物の種類	5種類	—
	全処理委託量	1574.000 t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	57.000 t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	1574.000 t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 別紙-6のとおり		
※事務処理欄			

(第6面)

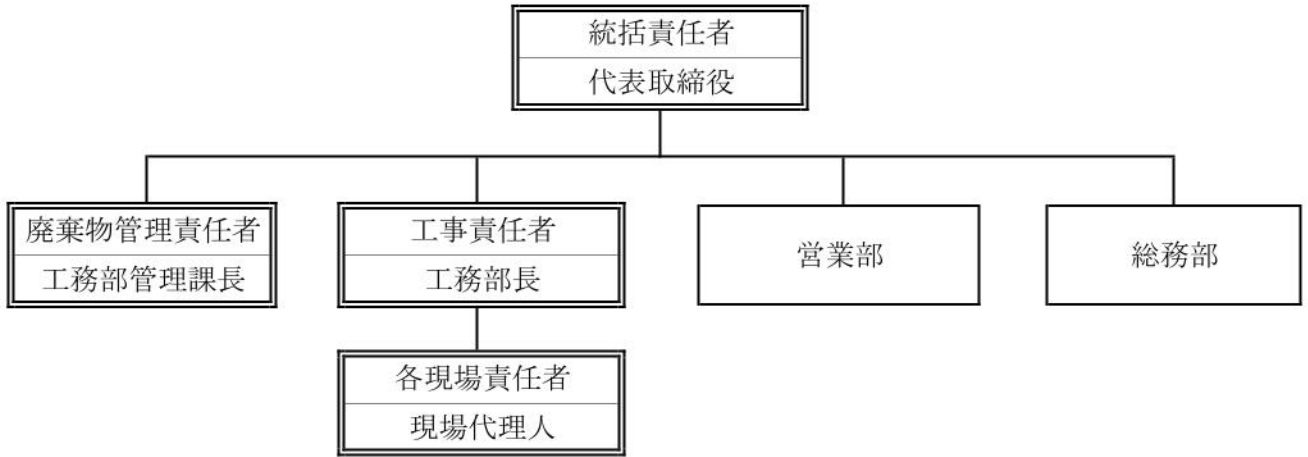
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程



管 理 体 制 図



役 割	統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理計画、基本方針の作成・策定 ・ 廃棄物管理状況の把握・改善
	廃棄物管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理計画、基本方針の作成・策定 ・ 廃棄物管理状況の把握・改善 ・ 廃棄物処理法等の教育・啓発 ・ 運搬業者、処分業者の調査・選定 ・ 監督官庁への各種報告 ・ 廃棄物管理票の管理 ・ 電子マニフェストの推進
	工事責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生利用及び、分別の促進 ・ 委託契約書の締結確認 ・ 運搬業者、処分業者の調査・選定
	各現場責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約書の締結 ・ 廃棄物管理票の交付及び、管理 ・ 再生利用及び、分別の推進

【前年度（令和3年度）実績】

廃棄物の種類	産業廃棄物発生量	自己直接再利用量	自己直接埋設処分又は海洋投入量	自己中間処理量	自己中間処理残さ量	自己中間処理後再生利用量	自己中間処理後直接埋設処分又は海洋投入量	委託処分量		
								再生	再生以外	最終処分
がれき類	コンクリート破片	1101.550						1101.550		
	アスファルト・コンクリート破片	729.100						729.100		
	がれき類	3.770						3.770		
	小計	1834.420						1834.420		
木くず	建設工事の木くず	95.720						95.720		
	伐採材・伐根材	19.960						19.960		
	小計	115.680						115.680		
汚泥 (泥状もの)	建設汚泥(残土を除く)	6.105						6.105		
	小計	6.105						6.105		
ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	陶磁器くず	0.690						0.690		
	ガラスくず	0.300								
	小計	0.990						0.690		
建設混合廃棄物	管理型建設混合廃棄物	8.493						8.493		
	小計	8.493						8.493		
繊維くず	建設工事の繊維くず	0.480						0.480		
	小計	0.480						0.480		
石綿含有 産業廃棄物	がれき類	2.350								2.350
	小計	2.350								2.350
廃プラスチック 類		7.130						7.130		
	小計	7.130						7.130		
金属くず		9.040						9.040		
	小計	9.040						9.040		
複合材		3.500						3.500		
	小計	3.500						3.500		
	合計	1988.188						1985.538		2.350

【目標】

廃棄物の種類	発生量の目標	自己直接 再利用量	自己直接埋 設処分又は 海洋投入量	自己中間 処理量	自己中間 処理残さ量	自己中間 処理後再 生利用量	自己中間処理後 直接埋設処分又 は海洋投入量	委託処分量		
								再生	再生以外	最終処分
がれき類	コンクリート破片	880.000						880.000		
	アスファルト・コンクリート破片	580.000						580.000		
	小計	1460.000						1460.000		
木くず	建設工事の木くず	80.000						80.000		
	伐採材・伐根材	16.000						16.000		
	小計	96.000						96.000		
汚泥 (泥状もの)	建設汚泥(残土を除く)	5.000						5.000		
	小計	5.000						5.000		
建設混合廃棄物	管理型建設混合廃棄物	7.000						7.000		
	小計	7.000						7.000		
廃プラスチック類		6.000						6.000		
	小計	6.000						6.000		
	小計									
	小計									
	小計									
	小計									
	小計									
	小計									
	合計	1574.000						1574.000		

【前年度（令和3年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類			木くず		汚泥 (泥状のもの)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		建設混合 廃棄物	繊維くず	石綿含有 産業 廃棄物	廃プラスチック類	金属くず	複合材	合計	
	コンクリート破片	アスファルト・ コンクリート 破片	がれき類	建設工事 の木くず	伐採材 伐根材		陶磁器くず	ガラスくず								
																全処理委託量
優良認定処理業者 への処理委託量					5.060	0.660	0.390		2.226	0.300						8.636
再生利用業者への 処理委託量	1101.550	729.100	3.770	95.720	19.960	6.105	0.690	0.300	8.493	0.480		7.130	9.040	3.500	1985.838	
認定熱回収業者への 処理委託量															0.000	
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量															0.000	

(これまでに実施した取組)

- ・ 処理業者の事前実地確認。
- ・ 再生利用率の高い処理業者への委託の徹底。
- ・ 現場での廃材の分別の徹底。
- ・ 分別を徹底し、有価物処理を推進。
- ・ 優良認定処理業者の確認及び選定。
- ・ 電子マニフェスト活用の徹底。（全排出量）

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類		木くず		汚泥 (泥状のもの)	建設混合 廃棄物	廃プラスチック 類							合計
	コンクリート破片	アスファルト・ コンクリート 破片	建設工事 の木くず	伐採材 伐根材										
全処理委託量	880.000	580.000	80.000	16.000	5.000	7.000	6.000							1574.000
優良認定処理業者 への処理委託量			40.000	8.000	2.500	3.500	3.000							57.000
再生利用業者への 処理委託量	880.000	580.000	80.000	16.000	5.000	7.000	6.000							1574.000
認定熱回収業者への 処理委託量														0.000
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量														0.000

(今後実施する予定の取組)

- ・ 処理業者の事前実地確認。
- ・ 再生利用率の高い処理業者への委託の徹底。
- ・ 現場での廃材の分別の徹底。
- ・ 分別を徹底し、有価物処理を推進する。
- ・ 優良認定処理業者の確認及び選定。
- ・ 電子マニフェスト活用の徹底（目標全排出量）。